

Title	リカルドオの通貨論 (三、完)
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.10 (1921. 10) ,p.1385(25)- 1414(54)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211001-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

しめざるの覺悟がなければならず、國家の立法も亦團體交渉の圓滑に行はれるだけの援助を與へなければならぬのである。

工業協約に關する研究資料は労働組合殊に團體取引を論じた書籍論文に求められるが、私は特に重要な資料として、

1. Report on Collective Agreements between Employers and Workpeople in the United Kingdom. 1910. (Cd. 5366)
 2. Report on Enquiry into Industrial Agreements with Minutes of Evidence. 1913. (Cd. 6952, 6953)
- の二報告書を推す。

リカルドオの通貨論(三完)

小 泉 信 三

十三

Ricardo の主著 *Principles of Political Economy and Taxation*, 1817, (3rd edition 1821) は通貨原理の上に於ては既掲小冊子中に述べるところ以上新に加ふるところ寧ろ甚だ尠し。其中に在りて稍注目すべきは、全卷の樞軸をなせる價值學説の貨幣金屬の價值に對する適用是なり。Ricardo の所謂労働價值説はその既に一八一五年の著 *Influence of a Low Price of Corn on the Profit of Stock* 中に述べるところにして、一切貨物の交換價值はその生産の困難増加する毎に騰貴す。されば、より多くの労働が必要なるよりして穀物生産上に新たなる困難を生じたるに、一方金銀布麻布等を生産する爲めに要する労働は増加せざとせば、穀物の交換價值は此等の物に比して必然騰貴すべし。反之穀物又は他の如何なる種類の貨物にもせよ、その生産

の使が一層少なる労働を以て同量生産物を提供すれば、其の交換價值下降すべし、と云へるなり。此の一物の價值は其生産上に必要なる労働量の増減に由りて増減すとの命題に對しては後に重要なる修正加へらるゝと雖も(拙著「經濟學說と社會思想」五八一—六四頁參照)而かも Ricardo が特に此問題を論ずる場合の外、彼れの全經濟學說は殆ど常に上記斷案をその基礎となすものなり。即ち Principles の「通貨及び銀行を論ずる」の章に於ても、彼れは曩に High Price of Bullion に於て金銀も亦た自餘の貨物と同じく内在的 (intrinsic) 價值を有し、而して此價值は「金銀の稀少の度、之を獲んが爲めに投せらるゝ労働量及び之を産出する鑛山に於て供用せらるゝ資本の價值に由て定まる」と謂ひたる(本誌第十五卷第八號一六頁參照)を改めて、金銀も他の一切貨物と同じく一に之を生産し且つ之を市場に齎らす爲め必要なる労働に比例してのみ價值を有す。「金が銀よりも高價なる事約十五倍なるは、其に對する需要の一層大なるが爲めにあらず、銀の供給、金の其れの十五倍なるが爲めにもあらず、一に金の一定量を得んが爲めに十五倍の労働量を必要とするが爲めなりとせり(3rd edition p. 421)而して是に次で一國に於て用ゐられ得べき貨幣量は

其價值に由て決せらるゝを以て金貨のみ流通する場合に於ては、銀貨のみ流通する場合に比して必要貨幣量は十五分一に過ぎざるべしと謂へるは、既に Proposals for an Economical and Secure Currency 中に述ぶるところの反覆に外ならず。

然らば金銀の價值とそれを材料とする鑄貨の價值とは如何なる關係に立つか。答へて曰く、國家が貨幣鑄造を行ひ、而して何等造幣利益を徵せざるときは、貨幣は量目品位を同する同金屬の、他の如何なる個片とも價值同じかるべし。然るに國家にして鑄造に對して造幣利益を徵するときは鑄造せられたる貨幣は一般に課せられたる造幣料額丈け未鑄金屬片の價值を超過すべし。蓋し之を得んが爲めにはより大なる労働量即ちより大なる労働量生産物の價值を要するを以てなり。然れども Ricardo は此造幣利益額が必しも鑄造に必要な労働量と比例するものにあらざる事を認むるを以て、貨幣價值は容易にその素材たる金屬の、投下労働量に基づく價值と離隔せざる事能はず。然らば國家は如何にして貨幣の生産(即ち鑄造)に要する労働量以上に其價值を高め得るやと云ふに、數量制限の一事是なり。即ち曰く「國家獨り鑄造を行ふ限りは……造幣利益徵課には際限あるこ

となし、蓋し鑄貨の數量を制限することに依りて其は想像し得べき如何なる價值迄も之を引上ぐる事を得べきを以てなり」と。(P. 422)

貨幣の價值は其數量の制限により其素材の價值に拘束せられざるを得る事斯くの如し。Ricardoは紙幣に對する全徵課(whole charge)を造幣利益と見なし、本誌前號第三五頁參看)上述の理に基づきて紙幣流通を説明せん」とす。乃ち曰く、紙幣は「何等の内在價值を有せずと雖も、其數量を制限することに依りて、其交換價值は同稱呼の鑄貨又は其鑄貨に含まるゝ地金と等しきなり」と。既に斯の如くなれば、數量制限はまた鑄貨をして、其の含有金屬の品位量目に相當する以上の價值を以て流通する事を得せしむべき道理なり。即ち、…其量の制限によりて、品質低下せる貨幣は、その現に含有せる金屬量の價值に於て通用せずして、その法定の量目及び品位を具備する場合に有すべき價值を以て通用すべし」。(P. 422-3)

此の數量制限の原則は Ricard の最も重要視するところにして、紙幣發行上に於ては此一事を理解するより重要なる事なしと謂へり。而して彼れの見解は「紙幣が其價值を保持する爲めには必しも正金を以て兌換せらるべき事必要ならずと

言明せるに(P. 424)依て最も明白なり。必要なるはたゞ紙幣の數量が「本位金屬の價值に從て調節せらるゝ事是のみ。即ち、若し本位金屬が金ならば、紙幣の發行額は金價の下落に連れて之を増加すべきものたるなり。たゞ經驗に徴すれば、無制限なる紙幣發行權は之を有するものゝ、國家なると銀行なるとを問はず、未だ曾て濫用せられざりし事なきを以て、此點よりして Ricardo は「紙幣發行者をして、其發行券を金貨若しくは地金を以て兌換するの義務に服せしむる」を以て最も適當なる制限監督の方法となすものなり。(426)通貨は全然紙幣、但しその代表すべき金と同價の紙幣を以て成るとき、その最完全なる状態に在り。而して此の最も經濟的にして且つ確實なる通貨制度を定むるの案に就ては、Ricardo その前著 Proposals 中に説くところを逐語反覆するに過ぎざるを以つて、茲に之れを紹介するの要なし。

十四

紙幣流通による國富増進の利益に就て謂ふときは、其發行者が國家なると私營銀行なるとは重要事にあらずと雖も、紙幣發行の収益が國民の代表者たる國家の

手に歸するか、或は私設銀行の手に歸するかは、個人の利害上決して無關心の問題に非ず。一例を設けて云はんに、一出征軍隊武裝の爲め一百万磅を要すと假定し、國家自ら紙幣一百万磅を發行して鑄貨一百万磅に代らしむるときは、此出征準備は何等人民に對する負擔なくして行はるべしと雖も、英蘭銀行が同額の紙幣を發行し、之を七歩の利率を以て政府に貸附するとき、國民は爾後毎年七萬磅の永續的租税を賦課せらるべし。高價なる鑄貨百萬磅に代ふるに、極めて低廉なる紙幣百萬磅を以するの社會に取ての利益は、孰れの場合にも異なる事なしと雖も、一の場合に於ては國民は何等の負擔を被る事なく、他の場合には年額七萬磅の負擔あり。此故を以て Ricardo は、紙幣發行者の國家にして商人若しくは銀行家の會社にあらざる事を以て、國民の利益となすものなり。是に對しては、紙幣發行權は私營銀行よりも國家に於て濫用せらるゝの恐れ多き事を擧ぐるものありと雖も、專制政府の下に於ては知らず、開明なる議會を有する自由國に於ては、紙幣發行權は、特に其爲めに任命せられ、全然國務大臣の監督外に獨立せる委員の手に安じて之を托する事を得べしと謂ふ。而して其細目は Ricardo 之をその遺稿國立銀行設立案

中に詳述す。

更に又、國家の紙幣發行に由て一般公衆の受くる利益は明白なるも、從來銀行券は様々の形態に於ける對商人貸附の方法に於て發行せられたるを以て、此發行權を銀行より國家の手に移すときは商人は從來その銀行より受けたる資金融通の援助を失ふべしと謂ふものあり。之に對して Ricardo は謂へらく、英蘭銀行が商業を援助する事しかく多大なりしと謂はるゝ理由は、實に銀行が市場利率以下にて貸出を行ひたるを以てなり。然れども是は正に私營銀行を可とせずして寧ろ之を非となすべき理由たるべきものなりと。蓋し商人の一部が、市場率以下にて融通を受くるは不當にして、社會は是に何等の利益を受くる事なきを以てなり。曰く「市場に於て、其を以て借ることを得べき率以下の一利率、法律を以て規定せられ、英蘭銀行は此率を以て貸附するか、或は全く貸附を行はざるか何れかせざる可からず。其制度の本質上英蘭銀行は此方法に於てのみ支配せらるゝものより、少なき費用を以て營業要具の供給を受け得たる事に依て、不當に、國の爲めには不利なる、利

益を受く」と。(p. 438)

最後にRicardoは前著と同様の理由に基づく複本位制反對論を述べ、漸く一八一六年に至り四十志を越ゆる金額に對しては、獨り金のみ法貨たるべしと規定する法律の制定に由りて、單本位制の採用せられたる事を喜べり。彼れが前著に於て銀本位を可としたるは、銀の之に對する需要供給の規則正しくして、金に比して價值變動少なきを以てなり。左れば彼れの後に至り、銀價の却て變動多からんとするを知るや、寧ろ金本位を可とするに至りしなり。即ち一八一九年兌換復活問題調査の爲め下院及び上院が各々設けたる二委員會の間に對して、彼は、予をして暫らく、銀の一層價值尺度たるに適せる金屬なる事を信せしめたる理由ありたれども、今日機械が特別に銀鑛に應用せられ、從て此金屬の數量増加並に其價值の變動を來たし易きに反し、同一の過程は金の價值には何等の影響なしと聞けるを以て、予は金の我が本位の價值を規制する爲め一層適せる金屬なりとの結論に到達せりと謂ひ、又「予は金を本位金屬となし、銀を補助貨として用ふるに全然同意す」と謂へるなり。(chert bei Diehl Erläuterungen II. Teil S. 221-2)

十五

Ricardoは一八一三年議會閉會後(Gatcomb Parkの邸に歸り、其閑暇の一部を割いてPlan for the Establishment of a National Bankを草したるも、未だ之を公にせざるに先だちて易簣したるを以て、此遺稿は其翌一八二四年に至たりて公にせられたり。(MacCulloch編纂全集中に収録せらる)此遺稿の所說中注目すべきものゝ一はRicardoが發券銀行の發行事務と資金貸出事務とを嚴別して、二者必しも同一機關をして之を行はしむるの必要な事を力説せる事はなるべし。曰く、英蘭銀行は相互に何等必然の關係なき、全く別の二銀行業務を行ふ。其は金屬貨幣の代用物として紙幣を發行し、また貸付の方法に於て商人其他に資金貸出を行ふ。此二業務間に必然的關係なきは、是等の業務が國に取りても、又斯る貸附の融通を受くる商人に取りても、毫末の損失なくして之を別の二機關をして行はしむる事を得べき一事によりて明白なりと。(The Works p. 503)蓋し假りに紙幣發行權が英蘭銀行より國家の手に移され、英蘭銀行が現に服する隨時正貨兌換の條件の下に國家に依て行はれたりとするも、高價なる金屬貨幣に代ふるに廉價なる紙幣を以てし、斯くして

節約せられたる貨幣金屬を生産的資本として利用し得るの利益は、毫も現在と變る事なかるべきを以てなり。たゞ政府は現在公衆に代りて英蘭銀行の巨額の利付債務を負へるを以て、之を英蘭銀行より借らずして、政府自身單獨發行者たるべきは英蘭銀行は、復た利子を收めず、政府は之を支拂はざるに至るの差違を生ずと雖も、自餘の階級に至りては、正に現在と同一の位置に在るべし。商人は割引又は其他の方法に於て行はるゝ融通の便を失ふの不利を受くる事なかるべし、蓋し此等貸出の額は第一に流通貨幣額に依て定まり、而して此額は正に前と同一なるべく、第二に英蘭銀行は此流通總額中の正に同一比例を保有して之を商人に貸附く可きを以てなり。

然れども上述の理は彼れが前著の讀者の既に了解するところならん。本書の主眼は上記の理に基づき前著に於て僅かに其一端を暗示するに止めたる國立銀行設立案を詳述するに在り。

既述の如く、國家の紙幣發行に對する反對論は、此特權の濫用せらるゝの危険ある事是なり。Ricardoは固より此危険の存する事を認むと雖も、此特權の運用を政府に依て任命せらるゝも議會の一若しくは兩院の決議のみに依て進退する特別委員の手中に委任し、委員と政府大臣との間に一切の貨幣取引を禁止することに依りて彼等の間に於ける一切の交通を防ぎ、委員は如何なる理由に基づくも政府に貸上をなし、又毫末も政府の支配監督を受く可からざるものとなすときは、大臣は此等委員を動かし得る事、その現在英蘭銀行理事を動かし得るよりも、遙かに小なるべしと云ふものなり (p. 506)。而して彼れは國立銀行實施の爲め十六ヶ條の案を立つる事左の如し。

(一)委員五名を任命して、之に全國紙幣發行の全權を托する事、(二)一八三三年、英蘭銀行の特許條例滿期に際し、委員は紙幣千五百萬磅を發行して、英蘭銀行が政府に貸上げたる同額の資本を償還すべき事、同時に年利三分の支拂は停止すべき事、同時に委員は別に壹千萬圓の紙幣を發行し、適宜其一部分を以て英蘭銀行其他の者より金地金を買入れ、殘額を以て上記の日より六個月以内に政府が英蘭銀行に對する大藏省證券債務を償還する事、斯く償還せられたる大藏省證券は自後委員の處分權下に置かるべき事、(四)英蘭銀行は條例滿期後成可く速かに其の流通銀行券

を新政府紙幣を以て兌換償却すべき事、英蘭銀行は其銀行券を金貨にて支拂ふ事なく、常に政府紙幣を以て未回収發行券と同額の準備を有すべき事、(五)英蘭銀行券は、條例滿期後六個月を限りて通用し、其以後は政府歳入として之を收受せざる事、(七)銀行條例滿期の後六個月以内に地方銀行券は通用を停止し、之を發行せる諸銀行は、英蘭銀行と同じく之を政府紙幣を以て支拂ふの義務を負ふべき事、但し撰擇により金貨を以て兌換を行ふの特權を有すべき事、(八)地方在住の政府紙幣所持者の安全を保障せんが爲め、諸都市に役員を設けて紙幣の眞偽を證明せしめ、證明の署名を受けたる紙幣は、自後該地方に於てのみ流通すべき事、(九)一地方にて發行せられ、若しくは一地方にて證明の署名を得たる紙幣は、他地方に於て支拂の用に供する事を得ずと雖も、その發行若しくは保證せられたる地方の官局に紙幣を預入するときは、他地方に宛てたる、其地方の紙幣を以て支拂はるべき爲替券を交附せらるべき事、(十)地方に於て發行せられたる紙幣は、地方に於ては鑄貨と兌換せられずと雖も、斯る紙幣に對しては倫敦に於ける其提示者の意に隨ひ、鑄貨又は倫敦紙幣を以て支拂はるべき對倫敦手形交附せらるべき事、(十一)倫敦局に於て鑄貨又は

倫敦紙幣を預入するものには、任意指定地方の紙幣を以て支拂はるべき手形交附せらるべき事、而して倫敦局に鑄貨を預入するものは、同額までの倫敦紙幣を交附せらるべき事、(十二)倫敦に於ける委員は、買入を求められたる標準品位の金にして、量額百匁を超ゆるものを、常に一匁三磅十七志六片を下らざる價格を以て買入るゝの義務ある事、(十三)國立銀行設立の瞬間より委員は、其紙幣並に手形を請求次第に金貨を以て支拂ふの義務を負ふべき事、(十四)國立銀行設立に際しては一磅紙幣を發行し、請求者に對し、隨意額面大なる紙幣と引換に之を交附すべき事、(十五)地方役員は、紙幣と鑄貨、鑄貨の紙幣との引換を行はざる事、(十六)委員は、現在の英蘭銀行と同様一切官廳の金庫事務を行ふべきも、此以外何等の法人個人の爲めに右の業務を行ふ可からざる事。(Pp. 507-9)

右の提案を實行するときは、國は少くも毎年七十五萬磅を節約する事を得べしと謂ふ。蓋し紙幣流通額を二千五百萬とし、政府預金を四百萬磅とし、この合計二千九百萬磅より、準備金として金貨及び金地金を以て保有すべき六百萬磅を控除すれば、残る二千三百萬磅に對する三步の利子は六十九萬磅を數ふ。之に現在公

債事務の處理に對して、英蘭銀行に支拂ふ二十四萬八千磅より、其の費用十八萬八千磅を控除せる六萬磅を加算すれば、右記の數字に到達するなり。千八百九年、その認めて不換銀行券増發の結果となせる金地金價格の騰貴に促がされて、始めて *Morning Chronicle* に「金價論」を投稿したるに始まる Ricardo の通貨論は、後十四年を経たる今、上記國立銀行設立案を以て其局を結ぶものなり

十六

Ricardo は貨幣數量説の代表的主張者なりと認められ、最素朴なる形に於て此觀説を固執する Walker の如きは「離るゝ事なく Ricardo 氏に追隨する事」を以て貨幣對價格の關係を正解するの途なりとし、此大思想家が定めたる原則よりの離隔は混亂誤解無用なる論争に導くと謂へり (*Political Economy (adv. course)* § 197)。彼れが前記の如く其勞働價值説を金銀の價值に適用して、金銀も他の一切貨物と同じく一に之を生産し且之を市場に齎らす爲め必要なる勞働に比例してのみ價值を有すと謂ひ、若し予にして……金の一定量がより、少なる勞働量を以て得らるべき事を發見せば、他の貨物に對する貨幣の價值變動の原因は、其生産のより、大なる便宜、即

ち之を得るに必要な勞働量の少なき事に在りと云ふ事正當なるべし (*Principles, p. 10*) と謂へるが如きを以て觀れば、Ricardo は通貨の價值が、果して通貨數量によつて左右せらるゝか、將た貨幣金屬の價值によつて決せらるゝと爲したるものか、議論の餘地なきにあらざる可く、Laughlin の如きは此處に貨幣數量説と相對峙する別の見解含まるゝ事を認め、此點に於て彼れの貨幣理論は矛盾 (*inconsistency*) の譏を免れ易からずと謂ふものなりと雖も (*The Principles of Money, 1903, pp. 240-241*) 而かも Ricardo の眞意が數量説に存したる事は、前後十四年に互る其諸著作、並に議會演説其他の機會に於ける數次の言明のみならず、彼れが専ら念頭に置けるは金屬主義の適用容易なる正貨若しくは兌換紙幣の價值にはあらずして、その比較的困難なる、一七九七年より一八二一年に至る不換銀行券なりしの一事に徴して疑なきものゝ如し。即彼れは其の新聞投書「金價論」に於て、不換銀行券の收縮によりて、其價值を金地金と一致する迄恢復せしめ得る事を主張せるのみならず、「Bosanquet 駁論」中に於ては「過剰より生ずる外貨幣價值の下落は存し得ることなし。貨幣は如何に「品質量目」低下するも、その過剰なるにあらざる限り、造幣價值を維持すべし、即ち

その本來含有すべき等なる地金の實價に對して通用すべし」と謂ひ (p. 95) 下院の兌換復活調査委員會の間に對して (Reports from the Secret Committee on the Expediency of the Bank resuming Cash Payments, ordered by the House of Commons, to be Printed, 5th April and 6th May 1819, pp. 19⁸, 136 cited by Diell S. 223-4) 「貨幣量の減少又は増加は貨物の價格を騰貴若しくは下落せしめ、而かも流通要具の減少は精確に數學的比例に於て物價を下落せしむるの傾向ありと信ずたゞ其はしかく精確には現はれざるべし」と答へ、我が流通要具にして五分一増加せりとせば、此の五分一が回收せらるゝ迄、金及貨物の價格はその現狀に止まるべし。銀行券の量を増加せば、價格は更に騰貴すべしと雖も、予の熱心に主張する如く五分一を回收せば、金及び他の一切貨物の價格は、其正常なる平準を發見すべく、銀行にして公衆の信用を失はざる限り、金一匁の代表者即ち銀行券三磅十七志十片半は常に金一匁を購ふべし」と云ひ (Three Letters p. 18) 更に下院に於て (1822年六月十二日) Western の動議に反對せる演説中「量は凡ての物の價值を左右す。」是は凡ての貨物に就て眞なるが、恐らく他の如何なるものよりも貨幣に就て然りと明言したり (Edwin Cannan, Economic

Outlook p. 96) 而して金屬主義に對する數量説の立場を最も的確に表明するものは、Ricardo が紙幣の價值は、兌換の能否に據るものにあらずして、其發行額の調節によるものなりとし、紙幣の價值と正貨又は地金の價值とを一致せしめんが爲めには、必しも兌換を保障する事を要せずたゞ其發行額を制限する事を要すと謂へる一節なり (本誌二八—九頁)。Ricardo は一七九七年の兌換停止法が幣制上弊害の根源なる事を反覆論述すと雖も、彼れは兌換の停止その者が直ちに銀行券の價值下落を來せりと認めずして、その銀行券増發に對する有効なる制限を撤去するが故に之が原因となるものと認めたるなり。故に曰く、國家も銀行も未だ曾て其權を濫用することなくして、無制限なる紙幣發行權を有したる事なし。故に凡ての國に於て紙幣の發行は之を多少の抑制と監督の下に置かざる可からず、而して此目的の爲めには、紙幣發行者をして、其發行券を金貨若しくは地金を以て兌換するの義務に服せしむる程適當なるはなしと。是に由て觀れば Ricardo の勞働價值説に基づく金銀價值と、貨幣價值との關係は甚だ稀薄のものと謂はざる可からず。Mark の指摘せるが如く「Ricardo に從へば、——金屬——貨幣の價值は、其中に體化せられ

たる労働時間に依りて定めらると雖も、それは貨幣量が回轉せらるべき商品の量と、價格とに對して正當なる比例を保つ限りに於てのみ。(Kapital III. Bd. II. S. 85)

十七

貨幣數量説を唱へたる學者にして Ricardo 以前に擧ぐ可きものは Locke, Montesquieu, Hume, Joseph Harris 等なるべし。Locke は其 Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money 1692 に於て交易に對する必要な貨幣の比例を論じ、此比例が幾許なりやは單に貨幣量に依て決せずして其流通遲速に由るものなれば(同一志も或時は二十日間に二十人に對する支拂をなし、別の時には引續き百日間同一人の手に止まる)之を決定する事困難なりと述べたる後、進んで貨幣に對する需要は變動せざるが故に、貨幣價值の上下はその供給量の變化よりのみ生ずる事を指摘す。即ち曰く「然れども、貨幣欲は常に殆ど到處に於て同一なるを以て其販路は變化すること甚だ少なし……故に其量の減少は常に其價值を増加せしめ、その同一量(部分)をして他物の更に大なる分量と交換せられしむ。」然れども貨幣は一切事物に應ずるが爲め各人は常に無際限に貨幣を收

受し、且つ之を保持する事を辭せざるを以て、かるが故に貨幣の販路は常に充分若しくは充分以上なり。然るを以て他貨物に於けるが如く其量と販路との比例を考慮することなく、其の量のみにて其價值を支配決定するに足れり」と。(ibid. pp. 6070)

Montesquieu も亦た L'Esprit des Loix, 1748 に於て價格が貨幣と貨物との數量關係に依て決する旨を主張す。即ち彼れは貨幣を以て一切貨物の價值を代表する徴表(signe)となせる後、進んで「人若し世界に於ける金銀量を現在貨物の總計と比較せば、各個貨物は金銀全量の一定部分と比較さる可きこと明なり。一方の全量の他方の全量に對することは、猶ほ一方の一部分の他方の一部分に對するが如し……然れども一切の財産も、財産の記號たる金屬又は貨幣も、常に賣出され居らざるを以て、價格は、現實市場に齎らされたる物の、總體と記號の、總體との比に、由て定めらる。然ども今日市場にあらざる財も明日其處にあるべく、今日提供せられざる徴表も明日其處にあるべきを以て、價格は常に究極財と徴表との全量の比に依て決せらる。」若し印度發見以來歐羅巴に於ける金銀が一對二十の比を以て増加したりとせば、貨物の價格は必ず一の二十に對する比を以て騰貴したるべし。然れど

も若し他方に於て貨物量が一と二の比を以て増加したりとせば、価格は必ず一方に於ては一の二に對する比を以て騰貴し、他方に於ては一と二との比を以て下落し、從て其結果實際には僅かに一と十との比を保つべし」と (Laughlin p. 230) 謂へり。

Hume に至つては其 *Political Discourses*, 1752 の貨幣を論ずる第三篇に於て、冒頭先づ貨幣の交易の車輪にあらずして、車輪の運動を一層圓滑容易ならしむる由なりとの著名なる言をなしたるに續き、若し吾人が一王國を單獨に考察すれば、貨幣の豊富の度の大小は重要事にあらずる事明白なり。貨物の価格は常に貨幣豊富の度に比例し、Henry 七世の時の一 Crown は今日の一磅と同じ目的に役立てるを以てなり (p. 41) と謂へり。彼は更に進んで、有ゆる物の価格は貨物と貨物との間の比例に依て定まり、兩者何れかに對する大なる變動は、同じく貨物價格を或は騰貴せしめ、或は下落せしむるの結果ありとは殆ど自明の格言なり。貨物を増加すれば、それは低廉となり、貨幣を増加せば彼等は其價值騰貴する事、正に他方に於て前者の減少及び後者の夫れが反對の傾向を有するが如し。——價格が一國內にある貨物の絶對量及び貨幣の其れよりも、寧ろ市場に來り若しくは來り得べき貨物の夫

れと、流通する貨幣の夫れに依る事も同じく明白なり。貨幣にして函中に閉藏せられんか、それは價格に關しては、その無有に歸せしめられたると同一なり。貨物にして倉庫穀倉に保藏せられんか同様の結果隨ふべし。此等の場合に於ては貨幣と貨物とは決して會合せざるを以て、相互に影響すること能はざるなり (p. 52-3) 價格を決定するものは流通する貨幣と、市場に於ける貨物との間の比例なり。家庭内に於て消費せられ若しくは附近に於て他財と交換せらるゝ財は、遂に市場に出でず。是等のものは毫末も流通正金に影響せず、此點に於て是等は全く無有に歸せしめられたるに同じ (p. 55) 云。

Joseph Harris の著 *An Essay upon Money and Coins*. Part I. *The Theories of Commerce, Money and Exchanges*. 1757—Part II. wherein is shewed, that the established standard of money should not be violated or altered, under any pretence whatsoever, 1758. は當時に於て貨幣問題に關する最も詳密なる研究なるが、此書第一部第二章中「貨幣はその流通全量に應じて其自體の價值を發見す」と題する一節に述ぶるところは、明瞭なる貨幣數量説なり。謂へらく「貨幣に對する需要は無際限なるを以て、貨幣の全量はその需要を

超過することなく、又貨幣需要は貨幣全量を以て甘んせざる可からず。故に貨幣が一社會全體を通じて普及するや否や、流通貨幣の全量は賣買貨物の全量と等しかるべし。而して金銀が世界の貨幣を爲す限り、此等金屬の流通全量は是に依て交換せらるべき世界全貨物の量に等しと云ふ事を得べし。而して一方の全量の他方の全量に對する關係は、一方の一定部分の他方の同様部分に對する關係と等しかるべし。「左れば、一國に於ける貨幣の一定量若くは一定額の價值は、流通貨幣の全額若くは全量が、貨幣と交換せらるべき其國の貨幣全體に比例して、大なり小なるに従つて、或は大或は小なり。即ち貨幣、一定額の價值は、常に可なり、正確に、流通全額若くは全量と、反比例すべし、即ち流通する貨幣多ければ、一定額の價值は他物に比して小なるべく、其反對は反對なり。然るが故に又た當然の結論として、若しも一國に於て、流通貨幣の全量が、或は増加し、或は減少せば、一定額の價值は、之に應じて減少若しくは増加すべく、而かも上記額がそれに由り、流通全量の更に小若しくは更に大なる部分となるに、比例して然かすべし」と。(A Select Collection of Scarce and Valuable Tracts on Money, from the Originals of Vaughan, Cotton, Petty, Lowndes, Newton,

Prior, Harris and Others. With Preface & Notes by McCulloch. Printed for the Political Economy Club, 1856. pp. 390-392)これ貨幣數量説の最も抽象的無條件的宣明なり。

Ricardoの通貨理論は上記諸家の學説と、現時に於ける貨幣數量説とを繋ぐ連鎖中の恐らく最大の環をなすものなるべし。彼れは單に貨幣數量のみに依て其價值を決定せしめんする Harrisの如き失單純の誤謬に陥る事なくして、通貨量の同一なる場合にも、通貨の用途の増減、通貨節約の行はるゝ程度の如何により、物價に高下を生ずべき事を充分承認したり。殊に“Proposals”の一節は此事を明記せる事既に既記の如し。曰く、貨幣の價值は全然その絶對量に由らずして、その媒介すべき支拂に比較しての其量に由るものなり。同一の結果は或は貨幣の用途が十分一増加するか、又は其量が十分一減少するか、二者の何れよりも生ず。蓋し此兩個の場合に於て其價值は十分一騰貴すべきを以てなり(本誌前號四六頁)貨幣の價值と支拂の金額とが、依然として同一なるときは、貨幣の必要量は必ずその使用上に於ける節約の度に由て定まる。何等の支拂の銀行家に對する小切手を以て行はれ、銀行券及び鑄貨に依らず、或は依ること僅少にして、貨幣が而かも日々幾百萬の額に

至る迄一人の勘定より他人の勘定に移さるゝものあらざる場合には、遙かに一層多額の貨幣が要せらるゝ事、即ち……同一貨幣が遙かに騰貴せる價值を以て流通すべき事明白なり」と。たゞRicardo自ら屢々此制限を忘れて、物價は通貨量の増減獨り之を支配するが如く説ける事一再にして止まらざるを以て、學者の批評を避くる事能はざるのみ。(Diell Erläuterungen S. 225)。

一七九七年の兌換停止後に於ける物價問題を論じてRicardoと同軌の説を唱へたる彼の同時人としては、Walter Boyd 及び Lord King を擧ぐべし。前者は小冊子 A Letter to the Right Hon. William Pitt on the Influence of the Stoppage of Issues in Specie at the Bank of England on the Prices of Provisions and Other Commodities, 1800 に於て一七九七年來の銀行券増量が恐らく物價騰貴の主原因なるべしと主張し(Diell, Erläuterungen S. 270) 殊に Lord King は Thoughts on the Effects of the Bank Restriction 1803 に於て Ricardo 並に後に彼の思想を奉ずる通貨主義者の所信と一致する説を述べたり。Ricardo は King の己れに先だちて既に同一の説を唱へたる事及び自己の之に新たに加ふるところ渺なき事を自ら認めたり(Three Letters, p. 27)。King は Ricardo

と同じく英蘭銀行に、曾て政府にも委せられたる事なき、或程度まで随意に貨幣の狀態を左右し或程度まで之を變更するの權力の委せられたる事を危険視すると同時に、金紙の等價を恢復するの途の通貨量縮小に在る事を主張し、銀行券の量にして、漸次此流通要具の價值が、貴金屬と等價なる範圍内に減少せらるゝときは、銀行券よりも特に金に對する需要の主原因は消滅し、銀行は危険なくして其正貨支拂を復採することを得べし」と謂へるなり(Dp. 23, 126, citiert bei Diell S. 270, 271)。

十八

貨幣理論として數量説の當否如何の詳論は之を別の機會に譲るべしと雖も、茲に指摘せざる可からざるは、Ricardoの通貨學説に對して、之が反證たるの觀ある事實の擧示せらるゝ事甚だ多き一事是なり。固より、極めて素朴なる形式のものにあらざる限り、貨幣數量説は何れも畢竟他の事情にして變らざる限り「物價は通貨數量の増減に由て騰貴す」と云ふに外ならざるを以て、統計的事實を以て之が反證を擧ぐるには極めて細心の注意を以て之を行はざる可からず。然れども Ricardo の如く目前の時事問題を對象として論ずる場合にありては、其の下せる説明が、自

前の事實と相容れざるときは、假令學説と事實の不適合は所謂「他の事情」に歸因すべきものにして、其學説は學説として依然効力を失はざるべき事明なるにもせよ、目前當面の事實に適合すべき「他の事情」を指示し能はざること、一個の大なる弱點となさざる可からず。而して此實際の事實との不適合を指摘して Ricardo 並に其學徒の學説の弱點を衝くは Thomas Tooke の最も得意とするところなり。

第一に記憶すべきは一七九七年の兌換停止以後に於ける英蘭銀行券の發行額は決して bullionists の主張するが如く度を失したるものと云ふ可からざる事是なり。一八〇八及び九年に於て、英蘭銀行の政策が更に一層慎重なる事を得ば、時の投機熱を抑制する上に効果ありたる可き事は、人の認むるところなりと雖も、一七九七年以來英蘭銀行當局者が、恣に銀行券増發を行ひたりと云ふの當らざる事は明かに「地金報告」附屬の左表の示すところなり

五磅以上銀行券		五磅以下銀行券		合 計	
一七九八	一一、五二七、二五〇	一、八〇七、五〇二	一三、三三四、七五二		
一七九九	一二、四〇八、五二二	一、六五三、八〇五	一四、〇六二、三二七		
一八〇〇	一三、五九八、六六六	二、二四三、二六六	一五、四八二、九三二		

一八〇一	一三、四五四、三六七	二、七二五、一八二	一六、一六九、五九四
一八〇二	一三、九一七、九七七	三、一九六、四七七	一七、〇五四、四五四
一八〇三	一二、九八三、四七七	三、八六四、〇四五	一六、八四七、五二二
一八〇四	一二、六二二、三四八	四、七二二、六七二	一七、三四五、〇二〇
一八〇五	一二、六九七、三五二	四、五四四、五八〇	一七、二四一、九三二
一八〇六	一二、八四四、一七〇	四、二九一、二三〇	一七、一三五、四〇〇
一八〇七	一三、二二一、九八八	四、一八三、〇一三	一七、四〇五、〇〇一
一八〇八	一三、四〇二、一六〇	四、一三二、四二〇	一七、五三四、五八〇
一八〇九	一四、一三三、六一五	四、八六八、二七五	一九、〇〇一、八九〇

而して自一七九七年至一八一四年の期間に於て生活必需品、其他の貨物の價格が、時々五〇乃至一〇〇%に騰貴し、後其當初の水準或は其以下に下落し、金地金の平均市價が造幣價值より上る、事始めの十二年は四%を超えず、其以後に於ては二〇%を超えざりし事實を、通貨數量の増減に依りて説明する事の困難なるは姑らく措くも、此期間に於ける物價騰貴が決して一般的のものにあらずして、穀物に就てのみ起れるの事實は Ricardo 説の一反證となり得べきものなり。蓋し價格騰貴の原因が通貨の價值下落に存するものならば、騰貴は一切の貨物に及ばざる可か

らざる等なるを以てなり。Tookeの記すところによれば、一八一〇年に於て穀物土地家屋船舶の価格は騰貴したりと雖も(此事實に對してTookeは當時の經濟狀態よりして説明を下せり)此例外を除き、殆ど一切貨物の価格は一八一〇及十一年に於て一八〇〇年に於けるよりも紙幣を以て測れば或場合には二割、多くの場合には五割低く、一方金價は二割五分騰貴せるなり。更に同じくTookeの示す如く、價格の動搖財界の活動及び政治的變動最も甚しかりし自一八〇三乃至一八〇八年の期間は、銀行券發行額過大ならず、殊に年々の發行額よく平均を得たる期間なりし事、而して一八〇二及び三年には五磅以上の銀行券平均流通額は次の五年間に於けるよりも大なるに、穀物價格は甚だ低廉なりし事實、又一八一〇年には銀行券平均發行額は、一八一三年以前に於ける最高點に達したるにも拘らず、物價は一般に下落し、一八一一年——二年には英蘭銀行の發券額減少せるに、食物其他歐洲產原料の價格は大に騰貴し、發券額増加せる一八一三年に於て此等貨物の價格は急激に下落せる事實は、何れもRicardo學徒の其説明を困難とするところならん。(Diehl, S. 267-269)

既に前述の如くRicardoは材料價値を有せざる貨幣の價値を數量に依て説明す。而して此のRicardoの意味する數量は、吾人の見る限りに於ては、現實の數量なるが如し。而して紙幣が其價値を維持する爲めには、必しも兌換を必要とせざる事は既記の如く彼れの明言するところなり。故に通貨數量に變動なく、たと紙幣兌換の蓋然性の増減によりて、其價値に變動を來たせりと解釋し得べき事實あるときは、彼の學說の價値は傷けられざること能はず。然るに同じくTookeの記すところに従へば、英蘭銀行券は、一八一九年兌換復活を決する法案の通過後、其發行額の收縮を俟つことなくして、價値を恢復せるの事實あるなり。即ち一八一九年八月末に至る迄、銀行券流通額は全く減少せざりしに拘らず、二月以後金價は四磅一志より殆ど造幣價格に等しき三磅十八志に下落し、又爲替相場は、既に平價を恢復せるのみならず、引續き騰貴せるを以て、新立法の變動に應せんが爲めには、何等發行券額の收縮を要せざる事明なりと謂ふなり。加之一八一二年、殊に二二年の貨幣流通額(銀行券と金貨との合算)は、一八一九年の夫れを超過せる事を示す統計を掲げたる後、Tookeは更に附記して、紙幣と金との價値平均の恢復は、金屬委員の任命後

六個月 *Bill* 法案の採用後三個月にして、其間英蘭銀行が其發行券を減少することなくして、既に生まれり。而して正貨兌換は一八二一及び一八二二年、小額銀行券に代ふるにソズレーンを以てしたる後、銀行券並に鑄貨の増發と同時に再び採用せられたるを以て、彼の法律は貨幣流通額の減少を來たさざりきとの斷定は最も完全に是認せらる」と云へり (*Debit*, S. 278, 279)。而して是れ悉く Ricardo の目前に行はれたる事なるなり。既記の如く、予は是等統計的事實を以て、直に貨幣數量説の當否を判定するの甚だ危険なる事を知るものなりと雖も、少くも上記の事實の説明は之を Ricardo の學說中に求む可からず、而して時事現象の説明と、其對策の考究とは Ricardo が最も重きを措けるところなる事を顧みれば、彼れの通貨學說に輕少ならざる欠點の存したる事は、之を認めざる可からずと信するものなり。(完)

基督教會と徵利問題 (四)

高橋誠一郎

十一

抑も基督教會の徵利禁止意見は羅馬帝國が蠻民の蹂躪に由りて無殘なる衰壞を來し、經濟社會の退歩は亦た徵利貸借の條件をして、文明の最低階段に於て行はれたるに等しき状態に復歸せしめたる第四世紀の初期よりして次第に顯著と爲り、市民階級の勃興に對する嫌惡 (Jacques Nicolas Augustin Thierry, *Lettre sur l'histoire de France*, ed. 2, p. 248ff.) と、宗教法院に對し廣汎なる裁判權を賦與せんとするの希望に依りて助勢せられたるものなり。而も今や産業の發達及び信用の必要増加と共に利子の禁止は漸次其の實行困難と爲れり。市民階級は次第に重要なる社會的地位を獲得しつゝあるなり。而して教會の勢力は俗界のそれに對して高く優越せりと雖も、不知不識の間に實際經濟生活上の必要に降り、新興貨幣階級の利益